

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57条の規定に基づき、山形県知事が日本放送協会山形放送局(以下「NHK」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 山形県知事は、法第55条の規定に基づく通知又は、要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信の必要があるときに、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 山形県知事は、NHKに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHKは、山形県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、山形県総務部広報課長及びNHK放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、山形県知事及びNHKが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和60年9月1日から適用する。

昭和60年8月10日

山形県知事 板垣 清一郎

日本放送協会山形放送局長

佐藤 益躬

災害時の放送に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、山形県知事(以下「甲」という。)が、山形放送株式会社及び株式会社山形テレビ(以下「乙」という。)に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定は、昭和55年4月1日から適用する。

昭和55年3月19日

甲 山形県知事 板垣 清一郎

乙 山形放送株式会社
株式会社 山形テレビ

(註) 県は同様の協定を株式会社テレビユー山形及び株式会社エフエム山形に対してもそれぞれ締結している。

株式会社 テレビユー山形 平成2年6月1日締結
株式会社 エフエム山形 平成2年6月1日締結

災害時の放送に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、山形県知事（以下「甲」という。）が、株式会社テレビユー山形（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

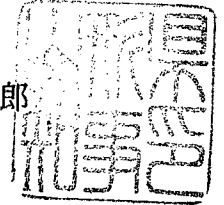
第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、そのつど関係機関に連絡するものとする。

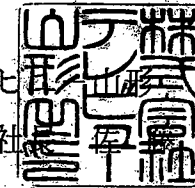
第8条 この協定は、平成2年6月1日から適用する。

平成2年6月1日

甲 山形県知事 板垣清一郎



乙 株式会社テレビユー山形
代表取締役社長



災害時の放送に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、山形県知事（以下「甲」という。）が、株式会社エフエム山形（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

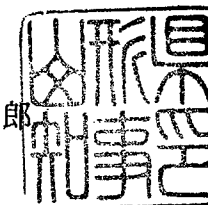
第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、そのつど関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定は、平成2年6月1日から適用する。

平成2年6月1日

甲 山形県知事 板垣清一郎



乙 株式会社エフエム山形
代表取締役 田中哲



災害時の放送に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、山形県知事（以下「甲」という。）が、株式会社さくらんぼテレビジョン（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び放送系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

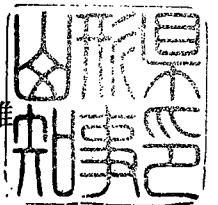
第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定は、平成9年4月1日から適用する。

平成9年2月24日

甲 山形県知事 高橋 和雄



乙 株式会社さくらんぼテレビジョン

代表取締役社長 山本 惣一



災害時の放送に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、山形県知事（以下「甲」という。）が、株式会社ケーブルテレビ山形（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び放送系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

4 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度連絡するものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成18年9月6日から適用する。

平成18年9月6日

甲 山形市松波二丁目8-1
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市あこや町一丁目2-4
株式会社ケーブルテレビ山形
代表取締役社長 中村 松太郎

災害時の放送に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、山形県知事（以下「甲」という。）が、株式会社ニューメディア（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び放送系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

4 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度連絡するものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成19年3月1日から適用する。

平成19年3月1日

甲 山形市松波二丁目8-1
山形県知事 齋藤 弘

乙 米沢市春日四丁目2-75
株式会社ニューメディア
代表取締役社長 金子 剛 三

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事（以下「甲」という。）が山形県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)山形新聞社代表取締役社長（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)山形新聞社報道部長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月 28日

山形県知事 高橋和雄



株式会社山形新聞社
代表取締役社長 相馬健



災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事（以下「甲」という。）が山形県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)荘内日報社代表取締役社長（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)荘内日報社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

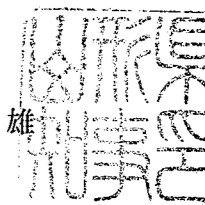
(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

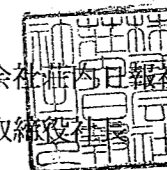
上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月 28日

山形県知事 高橋和雄



株式会社荘内日報社
代表取締役社長 庄司俊



災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事（以下「甲」という。）が山形県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)朝日新聞社山形支局長（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)朝日新聞社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

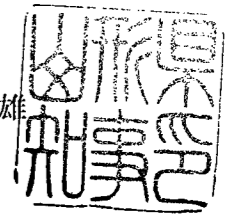
(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月28日

山形県知事 高橋和雄



(株)朝日新聞社山形支局長
金森定博



災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事(以下「甲」という。)が山形県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)毎日新聞社山形支局長(以下「乙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)毎日新聞社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

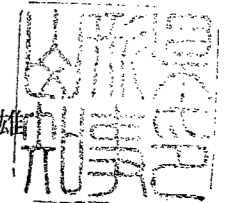
(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月25日

山形県知事 高橋和雄



(株)毎日新聞社山形支局長

粕谷昭二



災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事（以下「甲」という。）が山形県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)読売新聞社山形支局長（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)読売新聞社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

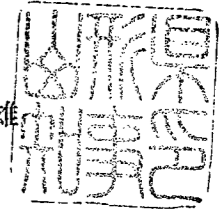
(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

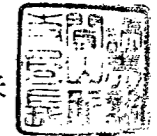
平成9年2月 28日

山形県知事 高橋和雄



(株)読売新聞社山形支局長

野田晴夫



災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事（以下「甲」という。）が山形県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)日本経済新聞社山形支局長（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)日本経済新聞社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

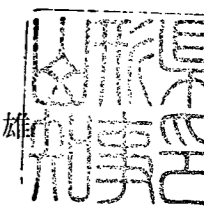
(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

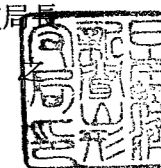
平成9年2月 28日

山形県知事 高橋和雄



(株)日本経済新聞社山形支局長

山岸寿



災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事（以下「甲」という。）が山形県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)産経新聞社山形支局長（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)産経新聞社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

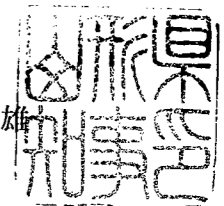
(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月 28 日

山形県知事 高橋和雄



(株)産経新聞社山形支局長

先崎徳



災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事（以下「甲」という。）が山形県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と河北新報社山形総局長（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び河北新報社山形総局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

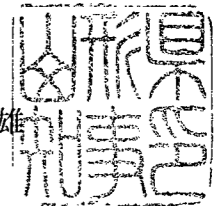
(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月28日

山形県知事 高橋和雄



河北新報社山形総局長
穴澤



災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事（以下「甲」という。）が山形県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(社)共同通信社山形支局長（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(社)共同通信社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

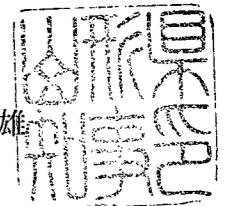
(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

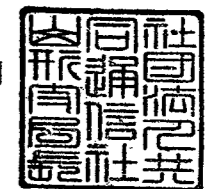
平成9年2月 28日

山形県知事 高橋和雄



(社)共同通信社山形支局長

土屋美明



災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事（以下「甲」という。）が山形県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)時事通信社山形支局長（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)時事通信社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

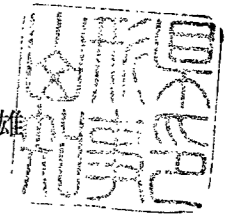
(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月 28日

山形県知事 高橋 和雄



(株)時事通信社山形支局長

